

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月10日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農地集積加速化基盤整備事業下新城笠岡西部地区）換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年10月11日（水）から同年11月9日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部農地森林整備課
秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター